



水道課からのお知らせ

水道の手続きはお早めに!!

引っ越し等で水道を使用開始・使用中止する際は次の手続きが必要です。

使用開始：役場の窓口で手続（持ち物：印鑑・手数料600円）

使用中止：役場の窓口または電話連絡

3月・4月は転勤等異動が多い時期であり、大変混み合う事が予想されますので、**早めのご連絡・お手続きをお願いします。**

なお、**使用中止の手続きを忘れると、水道料金（基本料金）が発生します**のでご注意ください。

水道料金のお支払いは便利な口座振替がおすすめです

水道料金のお支払いは大変便利な口座振替をおすすめします。

次の金融機関窓口にご手続き用紙がありますので、**通帳印・口座番号がわかるもの（通帳等）**をお持ちになり、**手続きをお願いします。**

取扱い金融機関： ●北海道信用金庫（本店・各支店） ●北洋銀行（本店・各支店）
●余市町農業協同組合 ●余市郡漁業協同組合 ●ゆうちょ銀行

水道料金の納期内納付をお願いします

本町の水道事業は、水道料金をもとに事業を運営しています。水道料金を滞納しますと事業の運営に支障をきたしますので、水道料金の**納期内納付にご協力**をお願いします。

水道料金の支払いが遅れる場合は水道課までご相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々など、一時的にお支払いが困難となったお客様の相談をお受けいたしておりますので、ご相談ください。

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130



引越される方のごみの出し方について

転勤や進学等で住宅を引越される場合、一度に大量のごみをごみステーションに出されると、地域の方に迷惑をかけるだけでなく、回収にも支障をきたします。

ごみステーションに出される方は、『**家庭ごみの「分け方・出し方」**』（冊子）を確認し、適性に排出願います。

なお、やむを得ず大量のごみが出る場合、町内の一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼（有料）して処理する方法もありますので、ご検討願います。

また、**町内在住の方**は、「燃やさないごみ」と「粗大ごみ」については、**ご本人が直接「余市町クリーンセンター」に搬入（重量10kgごとに80円）することが可能です。**

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

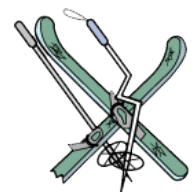
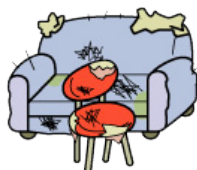


粗大ごみの収集を再開します

冬期間休止しておりました粗大ごみの収集を、3月から再開します。

粗大ごみは、ご自宅（玄関先）まで収集に伺いますので、事前に申し込みをお願いします。

なお、申し込みについては、収集経路策定のため、**必ず収集日前日の午前中までに申し込み**されるよう、併せてお願いします。



ごみの減量化・再資源化・適正処理にご協力願います

申込み・問合せ (株)北後志第一清掃公社 ☎23-7240 (※収集は(株)北後志第一清掃公社が行います)